

令和元年5月17日（金）
11時15分～13時00分
文部科学省東館3階3F3会議室

〔出席者〕

（委員）石井委員，井上委員，大木委員，金田委員，東松委員，戸田委員，根岸委員，野田委員，松岡委員，南田委員，村田委員，毛受委員，結城委員（計13名）

（文化庁）高橋国語課長，津田日本語教育専門官，増田日本語教育専門職，北村日本語教育専門職
ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 日本語教育小委員会の設置について
- 2 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会名簿
- 3 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の会議の公開について（案）
- 4 第19期日本語教育小委員会の審議の進め方について（案）
- 5 ワーキンググループの設置について（案）
- 6 平成30年度日本語教育総合調査「日本語の能力評価の仕組みについて」
- 7 令和元年度日本語教育総合調査「大学における日本語教師養成課程の調査・研究」（概要案）

〔参考資料〕

- 1 文化審議会国語分科会運営規則
- 2 文化審議会国語分科会の会議の公開について
- 3 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の審議経過等について
- 4 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について「11の論点」
- 5 日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方等

〔机上配布資料〕

- 1 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について（報告）
（平成22年5月19日）
- 2 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）
（平成25年2月18日）
- 3 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（リーフレット）（平成25年2月18日）
- 4 日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）（平成26年1月31日）
- 5 日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改訂版
（平成31年3月4日）
- 6 CEFR関連資料

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 文化審議会国語分科会運営規則に基づいて，委員の互選により，石井委員が日本語教育小委員会主査に選出された。
- 3 文化審議会国語分科会運営規則に基づき，石井主査が野田委員を副主査に指名した。
- 4 事務局から，配布資料3「文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の会議の公開について（案）」の説明があり，了承された。
- 5 事務局から，配布資料4「第19期日本語教育小委員会の審議の進め方について（案）」及び配布資料5「ワーキンググループの設置について（案）」の説明があり，了承された。

- 6 事務局から、配布資料6「平成30年度日本語教育総合調査「日本語の能力評価の仕組みについて」の説明があり、意見交換を行った。
- 7 事務局から、配布資料7「令和元年度日本語教育総合調査「大学における日本語教師養成課程の調査・研究」(概要案)」の説明があり、意見交換を行った。
- 8 回次の日本語教育小委員会は6月24日(月)に行うことを確認した。
- 9 資料説明等の内容は以下のとおりである。

○石井主査

主査を拝命いたしました石井です。今年度は、注目度の高い日本語教育能力の判定、いわゆる日本語教師の資格について結論を得ることが本小委員会の重要な使命でありますので、良い議論ができるよう努めてまいります。また、今期から新しい委員の方々に御参加いただいております、大変心強く思っております。皆様、活発な議論、そして十分な検討の下、良い結果が示せるよう御協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○野田副主査

国立国語研究所の野田尚史と申します。今年度は、二つの審議テーマに取り組むということで、すから、大変な一年になりそうですが、主査そして委員の皆さん、一緒に頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○石井主査

よろしくお願いいたします。それでは、日本語教育小委員会の運営に必要な事柄である会議の公開についての確認に移ります。事務局から説明をお願いします。

○津田日本語教育専門官

資料3「文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の会議の公開について(案)」を御覧ください。本小委員会の公開については、先ほど国語分科会で確認されました「分科会の会議の公開について」において、小委員会の会議の公開は小委員会において決定することとなっております。このため、資料3のとおり取り扱うことについて御審議いただきたいと思います。

なお、公開の案については、国語分科会に準拠した内容で、例年どおりとなっておりますが、簡単に御説明したいと思います。まず、会議の公開ですが、会議は(1)と(2)に掲げる案件を審議する場合を除き公開をするということになります。一つ目が、主査の選任その他人事に係る案件。二つ目が、主査が公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件については、非公開にすることができます。会議の傍聴は、あらかじめ国語課に定める手続によって登録をすることになっておりまして、登録傍聴人は、主査の許可を得て、撮影、録画、又は録音することができます。録音等する場合は、事務局の指示に従っていただくことになります。

会議資料と議事録は、公開という形にさせていただきたいと思います。ただし、主査が公開することが公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、会議資料と議事録の全部又は一部を非公開とすることができます。議事録の全部又は一部を非公開とする場合は、非公開にした部分について議事要旨を作成して公開するということになっております。例年どおりではございますが、御審議くださいますようお願いいたします。

○石井主査

ただ今、御説明いただいた資料3「文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の会議の公開に

について（案）」御質問がありますか。御異議がなければ、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の会議の公開については御承認いただいたということといたします。これ以降の会議については公開いたします。

続きまして、議事の３番目、今期の日本語教育小委員会の審議の進め方についてです。今期の日本語教育小委員会の審議の進め方とワーキンググループの設置について事務局から資料の説明をお願いいたします。

○津田日本語教育専門官

資料４「第１９期日本語教育小委員会の審議の進め方について（案）」を御覧ください。これまでの小委員会の審議経過について、参考資料３「文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の審議経過等について」を基に簡単に説明させていただきます。

平成２５年の「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について」の報告にて１１の論点を整理いただきました。２６年には、「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」として、論点ごとに意見やデータを整理いただきました。机上配布しております紫色の冊子です。平成３０年３月に「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」をおまとめいただき、前期は日本語教師初任の活動分野のうち、就労と難民と海外の３分野を新たに追加して、平成３１年３月に改定版をまとめていただいたところです。委員の方々また協力者の皆様に御尽力いただきましたこと、改めて御礼申し上げます。

資料４「第１９期日本語教育小委員会の審議の進め方について（案）」に記載のとおり、論点１１のうち、論点５と論点３について今期審議をいただくことを予定しております。「論点５．日本語教育の資格について」は前期に引き続き検討を行い、今期中に結論を得たいと考えております。

二つ目は「論点３．日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について」です。国内外の日本語学習者が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするために、日本語教育の標準の策定に向けた検討を開始するというので、本年度は大枠として共通参照レベル及び各レベル別の能力記述についての検討を行ってはいかがかと考えております。

スケジュールについて御説明する前に、資料５「ワーキンググループの設置について（案）」を説明させていただきたいと思います。今期の審議テーマ対応した二つのワーキンググループの設置を考えております。一つが、日本語教師の養成課程及び試験・実習等の内容の検討をする日本語教育能力の判定に関するワーキンググループ、もう一つが、日本語教育の標準の策定に向けた検討をする日本語教育の標準に関するワーキンググループです。

ワーキンググループの構成については、ワーキンググループに属すべき委員は日本語教育小委員会の主査が指名することとして、主査は必要に応じて委員以外の外部有識者を協力者として参加させることができるとしたいと思います。各ワーキンググループには座長を置き、当該ワーキンググループに属する委員の互選により選出したいと考えております。

３の議事の公開ですが、小委員会同様に原則公開で、議事録を作成し、これも公開することと、ワーキンググループの作業経過及び作業結果は、ワーキンググループの座長が小委員会の方に適宜報告することを考えております。二つのワーキンググループのメンバーについては、資料裏面に記載のとおりです。

次に、各ワーキンググループにおける検討に関しまして、事務局案としてまとめております。まず、日本語教育能力の判定に関するワーキンググループで扱う「論点５．日本語教育の資格について」は、平成３０年の９月から審議を開始し、その審議経過の報告を参考資料５「日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方について」として示しております。

基本的な考え方、制度設計の前提、判定の方法をまとめておりまして、次の裏面ですが、今後の検討課題もまとめております。

日本語教育の資格に関する課題ですが、在留外国人の増加に伴う日本語学習ニーズが増加しているということと、出入国管理及び難民認定法の改正等を踏まえ、今後も在留外国人の更なる増加が見込まれることから、日本語教育を担う専門家としての日本語教育の質の確保及び量的拡大が重要な課題となっています。このため、目的として、質の高い日本語教師を国内外で安定的に確保するため、日本語教師の日本語教育能力の判定の仕組みが必要であり、その判定の仕組みとして、日本語教師としての資格・能力を証明するための資格について検討したいと思います。

検討事項ですが、一つ目が資格の目的・意義、二つ目が、資格の名称・有効期限（更新研修等）です。三つ目の試験の内容については、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」で示された日本語教師の養成段階における必須の教育内容に基づくということにより検討いただきたいと思います。

続きまして、受験資格と判定の仕組みとしまして、教育実習とその他の要件、経過措置と試験の一部免除の導入の可能性、更新研修（仮）の考え方と、日本語教師の初任・中堅・日本語教育コーディネーター等に対する研修の推進・拡充について、検討いただきたいと思います。

日本語教育の標準に関するワーキンググループですが、「論点3. 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について」の検討を今期より開始いただきます。平成26年「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」という紫の報告書の59ページ以降に論点に関する意見等がまとめられています。

資料にCEFRという用語が出ておりますので、まずCEFRについて説明します。委員限りの机上配布資料であるCEFRのファイルを御覧ください。1枚目にCEFRについて概要をまとめた資料がございます。CEFRは欧州評議会によって20年以上にわたる研究と実証実験の末に開発され、2001年に公開されているもので、外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠となっており、言語の枠や国境を越えて外国語の運営能力を同一基準で測ることができる国際標準となっています。CEFRは、学習者、教授する者、評価者が、外国語の習熟度を同一の基準で判断しながら学び、教え、評価できるように開発されています。6段階のレベルに分かれており、その言語を使って具体的に何ができるかというCAN-DOリストを用いて言語力を表すというものになります。

資料5「ワーキンググループの設置について（案）」に戻っていただきたいと思います。現状と課題として幾つか案を挙げております。一つ目ですが、特定技能の在留資格が新設されたことにより、就労を目的とした在留外国人が増加し、入国要件等に一定の日本語能力が課されるようになりましたが、国としての日本語教育の統一的な標準が定められていないということです。

二つ目ですが、国際交流基金が先ほどのCEFRを参考にして「JF日本語教育スタンダード」を策定して、海外における日本語教育の場で活用されています。一方、国内では、国語分科会で策定された『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案が活用されています。国内と国外を統合する視点が重要であると指摘をいただいているところです。

三つ目ですが、日本語がCEFRを参照する際に、日本語の文字が含まれておりませんので、文字について新たに検討が必要になっています。

最後、日本語の教育の標準が策定されることにより、現在実施されている複数の日本語能力の判定テスト間の相互通用性が確保されることが期待されます。

目的は、先ほどの資料4「第19期日本語教育小委員会の審議の進め方について（案）」にもありましたので、省略させていただきます。

方法としては、小委員会にワーキンググループを設けて、審議のための検討、資料作成を行っていきたいと考えています。

検討課題としては、国内外における日本語学習及び日本語能力の判定の際に指標となる日本語教育の標準を策定するとしております。その際、国際交流基金により開発された「JF日本語教育スタンダード」と、『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案

を参考にすることとし、国内外で共通の指標としたいと考えております。

また、2018年にはCEFRの補遺版が示されておりますので、この補遺版も参照しつつ、日本語における共通参照レベルと文字を含めた各レベルの能力記述例の提示を今期進めていただきたいと思いますと考えております。

なお、論点3のもう一つの検討事項である日本語能力の判定基準については、日本語教育の標準を踏まえる必要があることから、来年度以降に検討を行うこととしたいと考えております。

資料が前後して申し訳ありませんが、資料4「第19期日本語教育小委員会の審議の進め方について（案）」の2. スケジュールを御覧ください。日程と内容は、あくまでも予定ですので、審議状況により変更になる可能性がございますが、このようなスケジュールに沿って進めていければと思っております。国語分科会は、今期3回行う予定で調整していくこととしておりまして、日本語教育小委員会は、今期6回と予備を1回含め計7回開催させていただきたいと思っております。

ワーキンググループのスケジュールは右の欄にございますが、日本語教育能力の判定に関するワーキンググループは小委員会と並行して議論をしていただき、第4回のワーキンググループで報告案をまとめていただき、小委員会での審議を経た上で、中間報告案をまとめ、国語分科会の方に10月から11月の段階で報告した後、意見募集を行うことを予定しております。意見募集でいただいた御意見を更に小委員会で審議いただき、1月の小委員会で報告案をまとめて、本年度末に国語分科会に報告できればと考えております。

日本語教育の標準に関するワーキンググループですが、同様に小委員会と並行して御議論いただき、第4回のワーキンググループで報告案をまとめていただき、小委員会での審議を経て、1月に、小委員会1次報告案としてまとめていきたいと考えております。

CEFRは膨大なものであり、複数年の検証・検討を要すると考えておりまして、今年度は大枠として共通参照レベルと文字を含めた能力記述の検討を行うということとしてはどうかと考えております。そのため、今期は一次報告として取りまとめていただくことを予定しております。

事務局から説明は以上です。小委員会の審議の進め方とワーキンググループの設置の案について、御審議よろしく願いいたします。

○石井主査

ただ今の説明につきまして、質問や確認がありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。それでは、今期の日本語教育小委員会の審議の進め方、それからワーキンググループの設置につきまして、御了承いただいたものとさせていただきます。

次に、「論点3. 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について」の検討を開始する前に、昨年度文化庁が実施しました日本語教育総合調査の報告につきまして、事務局から説明をお願いします。

○津田日本語教育専門官

資料6「平成30年度日本語教育総合調査「日本語の能力評価の仕組みについて」」を御覧ください。この調査は、日本語教育について必要な調査研究を行っているもので、平成30年度は「論点3. 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準に」の審議に先立ち、国内で実施されている日本語の能力評価の仕組みの実態を把握するとともに、外国で実施されているその国の言語の第二言語としての自国語の能力評価の仕組みの実態を併せて把握するために行ったものです。調査により、日本語の能力評価の仕組みに関する課題を整理し、審議の基礎資料とすることを目的としております。調査結果の詳細は、専門職の北村より御説明させていただきます。

○北村日本語教育専門職

お手元にごございます資料6が平成30年度の日本語教育総合調査の報告書となっています。表紙にありますように、「日本語の能力評価の仕組みについて」をテーマに調査研究を実施しました。こちらにはすでに文化庁ホームページで公開をさせていただいております。

3ページを御覧ください。こちらには、調査の趣旨が一番上に書かれております。外国人が増える中で、日本語能力をどのように評価していくかということが重要となってきていますので、調査を実施させていただきました。特にその当時、今年度から御議論いただきます日本語教育の標準について議論するということも念頭に置いていたので、こういったテーマを設定させていただいたという次第です。

内容について御説明をさせていただきます。3ページの下の2-2を御覧ください。国内外で実施されている第二言語及び外国語としての日本語の能力評価の仕組みの調査ということで、まずは日本語の試験について、どのような基準で行われているか等を書面調査いたしました。対象は、こちらに列挙されております16の試験になります。

こちらの御議論を、有識者会議を設置いたしまして、上の2-1の先生方に御議論いただきました。本日お越しいただいております根岸先生にも参加していただきました。また、ワーキンググループの方に参加いただく島田先生、そして昨年度まで日本語教育小委員会の委員をお務めいただきました伊東先生、川端先生にも御意見を頂戴したという経緯になっております。

続いて、4ページを御覧ください。こちらは、外国で実施されている第二言語としての自国語の能力評価の仕組みを調査研究したものです。対象としては、韓国語、オランダ語と二つ挙げております。こちらは、韓国で行われている韓国語の試験、オランダで行われているオランダ語の試験について調査をしたということです。こちらは、2か国で4テストを対象といたしました。

その選定に当たってですが、一般的な韓国語、オランダ語の試験、日本で言うと日本語能力試験のような試験を一つずつ選びました。また、韓国、オランダで実施されている、移民に対するそれぞれの国の言語のテストについても調査をしました。

続いて、4ページの次に横の資料があると思うのですが、こちらについては、それら書面調査等で得られた情報を整理したものになっております。詳細は11ページ以降にごございます。13ページ以降に日本語試験についての書面調査の結果がありますので、そちらで簡単に趣旨を御紹介したいと思います。

例として、13ページから15ページまでの日本語能力試験の結果まとめを使って御説明します。13ページには、一般的な目的ですとか受験者数、仕組みの概要等を調べて掲載しています。14ページ、15ページ、特に(11)能力評価の基準から(15)のその他評価判定基準への準拠の有無までが、この調査の特徴かと思えます。これまで、日本語の試験においては、能力評価の基準を、多数のテストを対象に、基準、採点方法、CEFRやその他の評価基準への準拠等を調べたものはありませんでした。こちらを網羅的に実施ができたということは、一つ成果かと思っています。

続いて、58ページを御覧ください。58ページは詳細調査ということで、16の書面調査の試験の中から七つ選びまして、ヒアリング調査を行いました。その結果をまとめたものです。また、ヒアリングだけではなくて、その試験に対する個別の資料提供等も頂きました。

続いて、83ページを御覧ください。こちらは、海外で行われているその国のテストということでの結果をまとめたものです。

84ページには、海外の試験の調査の概要をまとめております。こちらに当たりましては、本日お越しいただいております松岡先生、金田先生にも少し御助言いただきながら進めさせていただきました。

これらを参考にして、今後の施策あるいは先生方の御議論の基にしていだけたらと考えているところです。以上です。

○石井主査

ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして御質問等ありましたら、どうぞ。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、御報告ありがとうございます。

続きましては、日本語教育能力の判定についての検討のため、本年度文化庁が実施する日本語教育総合調査について事務局より御説明お願いいたします。

○津田日本語教育専門官

資料7「令和元年度日本語教育総合調査「大学における日本語教師養成課程の調査・研究」（概要案）」を御覧ください。この調査は、「論点5．日本語教育の資格について」の検討に当たって基礎資料とするため、日本語教師の養成機関の一つである大学において、どのような体制でどのような教育を行っているかを、全大学を対象として実態調査を実施するものです。

調査の概要については、北村から御説明させていただきます。

○北村日本語教育専門職

まず、調査テーマですが、「大学における日本語教師養成課程の調査研究」ということで設定しました。趣旨としては、本小委員会では昨年度から日本語教育の資格について議論していただいているところです。その資格の議論が済みますと、養成についても、どのようにやっているかという実態を把握することが必要になると思われます。そういった背景から、今回、大学における日本語教師養成課程の調査をしようということで、テーマを設定しました。

今回、こちらの2の趣旨に書いてありますように、どの施設がどのような体制で日本語教師養成を行っているか、特に大学においてこれまで把握をしていませんでした。こういった大学においてどのように行われているかということを把握して、資格の議論の一助となればということで、目的としています。

次に、養成課程の教員の実態と通信による日本語教師養成課程の実態、この2点が特に今後注目されるだろうと考えておりますので、特に分析の観点とさせていただきます項目です。

まず、養成課程の教員の実態については、大学の方から、どのような教員に養成課程を担当してもらえばいいとか、編成の観点から御相談を頂くことがあります。また、日本語教師養成課程を有する大学の情報を一覧として提供するというのを一つ趣旨に掲げておりますが、そういった大学で学べるのかというようなお問合せを頂くことがあります。そういった情報提供の際にも活用したいという狙いで、今回、調査研究だけではなくて、大学の情報を一般の方にも一覧として提供するというのを念頭に置いております。この大学の情報を一覧としてというところでは、この調査で得られた情報の基本的な部分、連絡先とか、こういった学部でやっているのかというようなことを、公開するつもりです。

事業内容のところに、それぞれ調査項目として具体的なものを挙げておりますが、あくまで案ですので、先生方に御意見いただいて、まだ調整は可能ですので、変更していきたいと考えております。以上です。

○石井主査

ただ今の御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら、どうぞお願いいたします。

○金田委員

これはいずれ自分自身も回答する立場になるので、項目が増えれば増えるほど大変になるということは承知の上でお伺いします。目的としては、日本語教師の養成課程が十分な質を保っているかということを調べることだと思っています。そのために、担当教員の専門領域や日本語教育歴等についても調べるということですね。各大学のシラバス等は、大学のホームページで確認で

き、各科目がこういったテーマを扱っているか、こういった教科書、教材を使っているか、どういう評価方法なのかということは、今の時代は外からも見る事が可能だとは思いますが。そのことを数ある大学全て調べるということは、難しいでしょうし、こうやって情報を集約し横並びに見ることで、私の大学ではこの科目については力が入っていなかった、こういうことを取り入れた方がいいだろうとか、一つの科目で、こういった内容の組合せが可能なかと気付くなど、学ぶ機会にもなる情報提供になるといいと思っています。

担当教員の専門領域は何かと問われれば、何らかの選択肢で提示できるとは思いますが、できれば、こういった教育内容を提供しているのかということで、科目名よりも少し詳しい事柄を提示していただけるようにすると思います。

○石井主査

貴重な指摘、ありがとうございます。他に、当事者である方も含めて御意見いかがでしょうか。

○井上委員

金田委員の御意見にも関連してくると思うのですが、日本語教師養成課程の中で教育実習がどのように取り上げられているかについて、大きな関心の的になっていると思います。これから議論する日本語教育能力の判定の仕組みの中でも、教育実習というのは要件として挙げられています。そういった意味でも、大学の養成課程の中で、教育実習が何時間ぐらい、どういう形で行われているか、更に、日本語教育機関と教育実習がどのように連携しているかというような実態を把握することは、非常に有益であると思います。

○北村日本語教育専門職

ありがとうございます。平成29年度の日本語教育総合調査では、教育実習に関する調査を実施いたしました。ただ、御指摘のとおり、その際は教育実習に特化して調査を行いましたので、教育課程の中でどのように位置付けられているかは、触れていなかったと思います。御意見を参考にさせていただき、何らかの形で盛り込みたいと思います。

○増田日本語教育専門職

文化庁としては、日本語教育実態調査を毎年実施しておりまして、大学にも御協力をいただいているところです。全国では主専攻が48、副専攻など26単位以上の課程が128あり、1年間で1万2,000人を超える方が大学において日本語教育に関する課程で学んでおられます。データ上は昨年度から減少しております。

「日本語教育人材の養成研修の在り方について（報告）」（平成30年3月2日、文化審議会国語分科会）により必須の教育内容が示されたわけですが、大学における教育内容については実態把握が十分ではないということ、更に養成課程修了者のうち日本語教師として就職しているかはどのぐらいいるのか等、十分把握できていなかったこともあり、今回全大学に関して初めて調査を行わせていただきたいと考えた次第です。

○戸田委員

丸1番の調査項目の三つ目の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」の適応状況という点について、もう少し御説明を頂ければと思います。

○北村日本語教育専門職

この質問を設けていますのは、法務省「日本語教育機関の告示基準」に関係することとなります。現在、日本語教員の要件に必要な教育内容として、「日本語教育のための教員養成について」

（平成12年3月30日、日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議）が参照すべきものとされていますが、今後、「日本語教育人材の養成研修の在り方について（報告）」の中の日本語教師【初任・養成】段階「必須の教育内容50」を元に課程を編成する流れとなってきます。周知・啓発を目的とした質問項目になっておりますので、50の必須の教育内容等と、どのように御自身の大学で運営されている教育課程と照合されているかとか盛り込まれているか、改定の予定等をお伺いしたいと思っております。

○戸田委員

ありがとうございます。

○石井主査

よろしいですか。他にいかがですか。

○松岡委員

適応状況については、実施しているか、していないかの二択ではなく、今後検討あるいは現在検討中といったことも含まれるということですか。

○北村日本語教育専門職

そうです。

○松岡委員

分かりました。

○石井主査

主要となる教育内容に関しては、どのようにやっているか、機関としてどういう評価を立てて実施しているかというところを少しポイントを決めた上で、質的なものを問うということもあっていいのではないかと思います。

○松岡委員

もう2点、よろしいですか。毎年の実態調査で担当教員数を聞かれたときに、日本語教育に関連する教員数を書く場合がありますが、副専攻の場合、色々な別の学部で提供されている専門科目を利用している状況もあり、26単位分の科目担当教員の全ての数を出すものなのか、主たる教員なのかの区別に迷います。その辺りを具体的に指示していただけると、より答えやすくなると思います。対応いただければ有難いです。

それから、今、科研で、日本語教師養成研修の入口・出口の話が話題になっています。この出口に当たる部分で、例えば養成課程を受講した学生が修了後にどれぐらい現場に入り込んでいるのかという調査がなかなか難しいのですが、それも調査する予定でしょうか。

○北村日本語教育専門職

一つ目の御意見ですが、例えば多数の選択科目によって構成されているなどの実態は把握をしていますので、回答者が迷わないよう回答のための指示は明確にしたいと思います。次に、課程修了者の進路については、盛り込もうと思っていた項目ではあります。ただ、把握できない場合もあるでしょうし、セカンドキャリアとして、一旦民間企業に就職し、その後、日本語教師を志すということもありますので、分からないということであれば分からないと答えていただく回答様式にしたいと思っています。

○松岡委員

ありがとうございます。

○石井主査

ほか、いかがでしょうか。根岸委員，どうぞ。

○根岸委員

私は英語教育が専門ですので，的外れな質問かもしれないのですが，この調査の対象は日本人学生ということになるでしょうか。

○北村日本語教育専門職

調査対象自体は大学です。日本語教師養成課程の学生は日本人に限らず，最近は大学でも留学生が日本語教師を目指すということがあります。国籍では一概には言えませんが，外国人に日本語を教える仕事に就きたいと思っている方が在籍している課程の調査になります。日本語教師を目指す人の養成課程をイメージしています。

○根岸委員

私の場合，英語教育学なので，どちらかというところノンネイティブの英語話者が英語を教えるという構図をイメージします。私が所属している東京外国語大学でも，日本語を学習・研究している留学生がいて，例えば中国出身の学生が中国人学習者に日本語を教えるという構図や，インドネシア人の学生がインドネシアに帰って日本語を教えるということがあるわけです。主なターゲットではないことは分かりますが，日本語教師養成課程といったときに，どこまでのどういうケースを対象とするのでしょうか。資格は，海外まで適用しないかもしれませんが，質問させていただきました。

○北村日本語教育専門職

ありがとうございます。現在，特に大学では，ノンネイティブの皆さんが学んでいる状況はたくさん報告されておりますので，そういった対象に対する配慮や進路についても選択肢に盛り込むということを検討させていただきたいと思います。

○根岸委員

英語教育の場合，教員養成はノンネイティブ対象であるという前提なので，日本語力に関する部分の指導ら，その判断という要素があるのですが，外国人で日本語教師を目指す方の日本語力のチェックであるとか，もしかしたら日本人でも日本語力のチェックなどがあるのかもしれませんが，どのようになっているのか気になりました。

○北村日本語教育専門職

ありがとうございます。その辺りについても検討させていただきます。

○石井主査

先ほどの海外で教えるというケースに関しては，日本の場合，機関によっては教えたいと思ったら教えられるという緩やかな状況だと思いますが，海外では，その国なりの言語教師に対する制度がある場合もあります。本委員会の検討が海外の外国語教師に対する制度に対して制約をするという話ではありません。今回の調査では，日本語を教えたいと思う人たちが学んでいる大学のコースが，どのようなカリキュラムで，どのように教育の質を担保しているかといった具体的

なことを調査するという趣旨です。御指摘の内容については、今後検討していかなければいけないことだとは思いますが。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

○南田委員

今回の調査で、収集した結果を一覧化して情報発信していくという点がとても良いと思いました。予算上の制約もあるでしょうから、毎年この調査をやるということは難しいと思いますので、いかに省力化を図った上で情報更新していくかということ（３）で考えられてはいかがでしょうか。そのときに、せっかく今回、予算を付けて調査をするのですから、情報更新のことも考えて、調査項目で参加者を決めていただくとか、メールでやり取りできる環境を作るなど、調査と並行して仕組みづくりを考えていくことが必要なのではないかと思います。

○石井主査

大切なポイントですね。ありがとうございます。ほかに、よろしゅうございますか。本日の議題としては終了しましたが、まだ少し時間があるようですので、フリートーキングという形で、もう少し御発言いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。御意見を頂く際に、多少自己紹介も含めた形で御発言いただければと思います。井上委員から順番でよろしいですか。

○井上委員

はい。今期２年目になりますＪＥＴ日本語学校の井上と申します。このメンバーの中では、今年も唯一、日本語教育機関からの委員としてここに座っております。信条といたしましては、日本語教師というのはとてもやりがいのある仕事だと思っております。国にとってもとても大事な仕事だと思っております。なのに、現状を見渡すと、いろいろな日本語学校の問題があつて、この道を志したのに、失望してこの世界から去ってってしまう日本語教師、潰されてしまうというか、残念な現状をたくさん見てきました。そういう中で、多くの若い人たちが日本語教師という職業に憧れて、是非この仕事をしたいと思えるように、そして、誇りを持って働けるように、日本語教師の地位の向上を目指して、この委員会の中で何かお役に立てるような発言ができればと考えております。よろしくお願いいたします。

○石井主査

ありがとうございます。では、大木委員、お願いいたします。

○大木委員

大木と申します。委員を拝命して３期目になります。三井物産戦略研究所で公共政策や人的資源管理等について調査研究しております。日本語教育の専門家ではございませんが、過去に内閣府の職員として規制改革担当部局で入管法や雇用対策法の改正などに関わった経験や、東京外国語大学の多言語・多文化教育研究センターの研究員として長野県上田市の外国人向け施策の協働実践研究を行った実績を基に、調査審議に貢献してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○石井主査

ありがとうございます。続きまして、金田委員、お願いします。

○金田委員

金田智子です。よろしくお願いいたします。昨年度は後半、海外に出ていた関係で、この会議を欠席せざるを得ませんでした。議事録等は読んでおりましたが、今期もこの場で直接議論をす

ることについて、非常に重責だと思っています。二つのワーキンググループにおいて、日本語教育能力の判定や資格に関する議論を前半でかなり集中して行うようですが、恐らく昨年度の後半である程度皆さんの合意が取れているということに関しても、もしかしたら私はこれから蒸し返してしまう可能性があるということを宣言しに、今日は来ました。

もちろん、無駄な議論が発生するのは良くないとは思いますが、資格については、大学なり420時間のコースを持っている機関に大きな影響を与えていると思っていますので、そう簡単には決められないと思います。試験を作るのであるならば、みんなが望む試験が必要です。試験対策の大学になってしまわないような資格制度となっていけるようにと思っています。

私自身は、もう一つの日本語教育の標準に関するワーキンググループですので、そちらのほうはワーキンググループに新たに加わっていただく方にも御協力いただきながら進めていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○石井主査

東松委員、お願いいたします。

○東松委員

先ほどの国語分科会でも御紹介にあずかりました愛知県の東松です。愛知県は、在留外国人数が多い中、日本語指導が必要な児童生徒も非常に多いということで、改正出入国管理法の施行に伴って、今後新たな働き手としての外国人が増える一方で、外国人児童生徒に対する日本語教育の必要性も増してきております。今回テーマになっている日本語教師ですが、日本語学校と言いますと、どちらかという留学生や大人の外国人の方に対する教育が専らというような印象を持っております。愛知県では、NPO等の方々や日本語教育機関などが地域の日本語教室で活躍されている中、外国人児童生徒に対する日本語指導の需要が高まりを受けて、地域のボランティア等に対する日本語教育支援の要請も多くなっており、ボランティアの方の負担が大きくなっているという課題もあります。そのため、日本語教師の資質向上と専門的な人材を確保することが必要だと思っていますが、条件を厳しくすることによって日本語教師の成り手が少なくなってしまうのは困りますので、需要と供給のバランスに配慮して施策を展開していただけたらと考えております。

○石井主査

ありがとうございます。戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員

戸田佐和と申します。私が所属しております公益社団法人国際日本語普及協会は、40年前、当時は学問的な日本語というものが一般的でしたが、社会人に対する日本語教育も必要ではないかということで始まった団体です。現在130名ほどの日本語教師が、様々な多様な学習者に日々、日本語を教えている教師集団でございます。今期、学ぶ側と教える側、両方の体制整備に当たって議論をしていくということで、非常に重責だと緊張しております。日本語教師の資格の議論をしていくわけですが、先期もこの会議の中で申し上げたように、地域で活動していらっしゃる方々からのお問合せが多数ございます。日本語教育人材に対する研修について、また、資格の経過措置というところにも注目して意見を述べてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○石井主査

ありがとうございます。根岸委員、お願いいたします。

○根岸委員

外語大の根岸と申します。私は英語教育や言語テストを専門としております。この分野に関して、ある言語テスト分野の論文で、オーストラリアの移民の能力試験についてどのようなスタンダードを課すか大きな議論になっているという話がありました。私たちのように入試で英語の点数がどうかという話とは大分違い、移民について、母国で医者だった人がオーストラリアで医者をやれるかどうかの言語的な線引きをどうするか、全ての職業に関して議論があったわけです。

言語的な基準を緩めると、オーストラリアで既に開業している医者の職業の場を奪い患者を奪うということになるため、オーストラリアの医者が反対します。一方で移民の人たちは、なぜ母語話者でも達していないような、そんな高い基準が設定されるのかと反発するわけです。

そういうことを議論している国もあるのだなと遠い目で見ていたわけですが、日本もこういう問題を考えなければいけなくなってきたのです。英語は、入試や学校のカリキュラムの中での到達について、かなり社会的な注目を浴びました。良いのか悪いのか分からないのですが、また違った注目を浴びる審議会に呼ばれて、責任重大だとは思っています。

それから、先ほども御説明の中にCEFRの話が何度も出てきておりますが、日本では、皆さん、セファールと言っていますね。新聞でも読み方として括弧付けで（セファール）と書いてありました。私はずっとシーエフアールと言いますが、気にしないでください。と言いますのは、ヨーロッパではCEFRのことはシーエフアールとしか呼ばないのです。去年も、先ほど紹介のあった補遺版（Companion Volume）のコンファレンスという100人ほどの会合に呼ばれて、アジアから二人参加したそうなのですが、誰もセファールと言う人はなくて、シーエフアールと言っていました。海外の学会でもシーエフアールとしか言わないので、私はどうしてもそうになってしまい、日本ではどうも多勢に無勢で浮いてしまうのですが、その点だけ御了承ください。どれだけお役に立てるか分かりませんが、今後ともよろしくお願いします。

○石井主査

セファールという呼び方は、どこから発祥したのでしょうか。

○根岸委員

経緯としては、元々Rがなく、CEFという表記があり、それをセフと呼んでいた時期がありました。それからR、レファレンスが重要だということで、Rを付けると途中から変わりました。CEFR関係のドキュメントでも、最初の段階はCEFと書いてあるものも割と多いです。Rが付いた時期には、混乱があって、皆幾つかの呼び方をしていたのですが、私が知る限りでは今はシーエフアールに落ち着いています。UFOとユーフォーの関係に近いと思います。日本ではユーフォーと言っていますが、英語ではほとんどの場合、ユーエフオーと言いますので、その関係に近いのではないかと思います。

○石井主査

ありがとうございます。では、松岡委員ですね。お願いいたします。

○松岡委員

松岡です。岩手大学からなぜと思われる方も多いかと思います。専門は日本語教育ですが、実は今、海外のドイツと韓国を中心に移民の受入れの言語、そして文化理解について、施策的にどう展開されているのかを調べているところです。私の中心課題は、異文化・多文化の対応力をするようにすることなので、日本語教育からは少し離れています。

もう1点は、岩手に住んでいるので、主に北東北の状況について、現場の声を聞いて回っているところです。先日、岩手でボランティアとして日本語を教えていらっしゃる方のお話を伺った

のですが、4月の入管法改正を挟んで、中小企業の産業界では「技能実習生200万は高いか安い」という議論がなされたり、「特定技能は岩手には来ないのではないか」など話題になっているということでした。外国人材受入れ施策が現場にどのように落ちていき、どのように曲解され、使われるのか、危惧が多くなっているというのが現状です。

日本語能力についても、日本語能力試験のN4、N5が独り歩きをしていて、どうして試験のための勉強をしなければいけないのかという批判と、試験さえ合格しておけば良いのだからという安直な意見の両方があります。恐らくいずれも本意ではないと思うのですが、先ほど石井委員もおっしゃっていたように、きちんと実効性のある報告・提言になるよう、考えていかないといけないと責任を感じているところです。よろしくお願いします。

○石井主査

そうですね。よろしくお願いします。南田委員、お願いいたします。

○南田委員

三菱UFJリサーチ&コンサルティングの南田です。これまで日本語教育や在留外国人に関わる現場に近いところで意見を聞いたりする機会が多くありました。今回、日本語教育の標準に関する検討が始まるわけですが、新たな在留資格等の制度改正が行われるときに、日本語能力試験のレベルが示されます。これについては、外国人を雇用する企業側から、日本語能力試験の内容が現場で必要とされている日本語能力と合っていないのではないかという声を聞いております。委員もおっしゃっていたのですが、現場で求められ、活用される日本語教育の標準は、どのような形が望ましいのかを考えていければと思っています。よろしくお願いします。

○石井主査

よろしくお願いします。村田委員、お願いいたします。

○村田委員

国際交流基金の村田と申します。海外における日本語教育を担当しております。基金に入って30年ですが、そのうち約3分の2は日本語教育畑で仕事をしてまいりました。正にこの特定技能の議論が始まった昨年、いろいろな省庁の方とお話をさせていただく機会がありましたが、N4やN5だという言葉が、日常会話の中でポンポン出てきました。私が基金に入った頃、当時はJLPTも1級、2級という言い方でしたが、今のような状況は全く考えられなかったことです。昨年来、新聞、テレビ等のメディアで日本語教育が頻繁に取り上げられるようになったことでも、時代の変化を感じております。

特定技能の制度に関連しまして、私ども国際交流基金も予算を頂いて、海外の日本語教育、特に就労者として入ってくる方に対する日本語教育を強化・支援するべく、事業を展開しているところでございますが、その方たちが日本に入ってきて、生活をして、仕事をして、更に日本語の勉強を続けるという観点から、我々も海外における支援とつなげて考えていかないといけない時代になってきたのだと思います。そういう意味では、今期のテーマになっております標準の話というのは、本当に時機を得たと言いますか、ここでしっかり議論をしていかないといけないことだと思っていますし、ここで得たものを私どもの仕事に還元していく、又私どもの仕事で得たものをこちらに還元していくといった形で、議論に参加させていただければと思っています。よろしくお願いします。

○石井主査

よろしくお願いします。毛受委員、お願いいたします。

○毛受委員

日本国際交流センターの毛受と申します。日本語や日本語教育について、余り深く考えていなかったのですが、改めて考えてみると、いろいろなことを思い付くところもございます。たまたま昨日、日弁連で今後増加が見込まれる外国人のために弁護士がどういう役割を果たせるかというセミナーに呼ばれて、90名ぐらいの弁護士の方が集まっていました。その中では、技能実習生や外国人労働者が劣悪な環境に置かれているというお話も出まして、特定技能ではどうかという話もありました。先ほど井上委員から、日本語教師の待遇について、専門性で食べていけるような制度にすべきだという御意見があったかと思います。考えてみると、日本語教師が日本語を教える対象である外国の方々が、日本の社会の中で余り恵まれていない層の弱者となっている場合が多く、日本語教育にお金を払えない状況があるわけです。

一方で、そういう働き手に頼らざるを得ないのが今の日本であるわけですから、日本語学習者である外国人がしっかり日本で定着していくためには、彼らから日本語教育に係る授業料を取れるのかどうかという話も一つあると思います。日本語教育のお金を払えないから日本語教育を受けられないということになると、いつまでも日本語ができない外国人層ができるわけですね。それは日本としても困るわけですので、そこは国が補充するような形で日本語教育を受けられるようにするという必要になるのではないかと考えたりしておりました。

それから、数週間前に新宿区の多文化共生まちづくり会議で議論していましたが、日本語教育の在り方、教師の在り方についてです。新宿区は、区として8か所で、区が日本語教室を開催しており、そのほか区内で11か所、民間の団体が日本語教室を行い、更に日本語学校が数十あるという状況です。ボランティアで日本語を教えていらっしゃる方々から出てきた御意見として、「我々はただ日本語を教えているわけではなく、日本の生活習慣や、彼らの困り事の相談も相当受けている。外国人の方に日本語をどこで使いますかと聞くと、実は日本語教室で使うという回答が一番多く、余り日本人とコミュニケーションできていないという実があり、そういう意味で、日本語教室が相談コーナーのようになっているのが実態なのだ。」ということがありました。単に日本語を教えるだけでなく、生活上のいろいろな支援もしていらして、実態上はボランティアにはそういう役割がかなりあるというお話も聞きました。

もう一つ思いましたのは、そうしたコミュニティ形成の一方で、今、インターネットで日本語を勉強されている方もかなりいらして、通常の教室で教師が日本語を教えるということから、インターネットを使った学習機会が増えてきていますね。今後どんどん教室以外の学びの場へ移行する可能性もあるかと思います。そうなってくると、日本語教師の役割は何なのか、そこで資格というのはどのような意味を持つのか。

ボランティアと資格を持ち有償で働く日本語教師は別だとは思いますが、それがどういう接点を今後持っていくのか。改めて委員になるに当たって考えたことをお話させていただきました。

○石井主査

よろしくお願いします。最後になりますが、結城委員、お願いいたします。

○結城委員

群馬大学の結城でございます。私の主たる業務は、多文化共生・地域創生に関するプログラムの企画運営です。具体的には、多文化共生推進士の養成プログラム、留学生の就職促進プログラム、それから、生活者としての外国人のための地域日本語教室などを担当しておりました。また、機会を頂いて、他県の地域日本語教育のプログラムのアドバイザーも担当させていただいております。

さて、私は日本語の教育の専門家ではございませんが、教育学部出身でございまして、小中学校の教員養成に携わってまいりました。今まで担当したプログラムを体験して思うことは、教え

ということとは、何を教えなくてはいけないのかという日本語教育の標準に相当するものを、どう教えていくかという内容だけではなく、学習者の視点に立ってどのように教えていけばいいのかという、正に日本語教師の資質に関わる場所だと思っています。

本年度の課題となる論点3と論点5は、正に表裏一体のように見えて、実は論点5の日本語教育の資格については、論点3のみにこだわらず、幅広く学習者の視点から検証していくことが必要になるかと思っています。言い換えれば、何が学ばなければならないのかという日本語教育の標準と同時に、学習者がなぜ日本語を学ぼうとするのか、どのように学びたいと感じているのか、そして、どのようにしたら継続的に学んでいこうとするのか、そういった、日々、日常接している学習者の視点に立って、この日本語教育の資格について、どう考えるかという点を、しっかりと検証できるように、私どもも貢献できるように頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○石井主査

よろしくお願いします。野田副主査、お願いいたします。

○野田副主査

国立国語研究所の野田尚史です。今期の委員の皆様の名簿を拝見させていただいて、これまでに以上に多様な方々が加わっていただいていると感じました。それは日本語教育の分野が、社会とのつながりが非常に強くなってきているからであり、各方面への影響力も大きくなっているからだろうと思っています。今まで日本語教育の中では当たり前のこととして、皆が同じように考えていたことでも、他の分野に対して分かりやすく説明したり、新たに定義したり、それから、当たり前を疑って議論すること、そういったことが大事になっていくのだらうと思っています。なかなか大変なことではありますが、皆様、よろしくお願いいたします。

○石井主査

私自身について振り返ってみますと、80年代の頭、学生時代に日本語学校に出会いまして、その後、大学の留学生センターで仕事をし、研究所で大学学部の日本語教育志望者の養成課程を担当するなど、いろいろなところを渡り歩いてきましたが、それぞれの機関や学習者の特性などから日本語教育というものを一口でまとめて考えてしまうわけにはいかないということを身に染みて感じて参りました。

しかし、最近の議論の中で、国内で日本語教育の対象となる方々は多様であり、そのため、日本語教師にも多様な活動分野があるわけですが、この日本の社会で生きている者であることが必ず基盤としてあるわけです。日本語教育というのは、表面的な部分のニーズだけに応えるということではない、社会的な大きな意味を持っていると思います。

当然、差異はあり、その差異をどう指導の中で考えるかということもあるわけですが、同時に、違いにばかり目を取られて、どんどん細分化していく傾向については注意して考えていかなければいけないのではないかと。先生方のお話を聞きながら、根底として何を守っていかなければいけないかということを、改めて考えた次第です。

今年1年で、先ほど事務局から説明のあった目標に十分達する成果を挙げなければいけないというのは、かなりの力技だと思いますが、是非とも皆様のお力をお借りして、良いものを作っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、フリートークですので、このほか、皆様から御意見、御提案などありましたら、どうぞ。

○金田委員

これからの審議の進め方について、確認させていただいてもよろしいでしょうか。先程自己紹

介でも申し上げましたように、日本語教育能力の判定については、今期の前半でほぼ固めるというスケジュールで、ワーキンググループ開催が近いと思います。ワーキンググループの開催日程はまだ決まっていないと思うのですが、次回の小委員会の開催はいつでしょうか。次回の小委員開催前にワーキンググループを開催することになるのでしょうか。

○増田日本語教育専門職

事務局から御説明させていただきます。資料4「第19期日本語教育小委員会の審議の進め方について（案）」に大まかなスケジュールを記載させていただいておりますが、6月の月上旬に第1回のワーキンググループの開催に向けて調整させていただいているところです。2回目の日本語教育小委員会は、6月24日を予定しておりますので、ワーキンググループを開催した後に、日本語教育小委員会に随時進捗を報告し、小委員会において御議論いただくというように組みたいと考えております。

○金田委員

分かりました。先程申し上げましたように、意見を言えないぐらいに進んでしまうと困ると思ったので、お伺いをしました。

○増田日本語教育専門職

参考資料5「日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方等」としてお配りしておりますが、前期の国語分科会においては、最終報告という形ではなく、あくまで審議経過報告として御報告いただいております。これで固まったものという認識は事務局も持っておりません。

○金田委員

あくまでも、案ということで、よろしいですか。

○増田日本語教育専門職

小委員会で前期御審議いただいた経過報告でございます。昨年9月28日から審議を開始しておりますが、金田委員が御欠席であった数回にも御審議いただいております。前期の検討内容を踏まえる部分もあろうかと思っております。議論のテーマが多いため、一旦ワーキンググループの方でたたき台、資料を作っていただいたものを、随時、小委員会の方へ上げて御審議いただくという段取りを考えております。

○金田委員

日本語教育能力の判定に関しても、更に何らかの情報を獲得した上で、検討する余裕はありますか。

○増田日本語教育専門職

具体的にはどういったことをお考えでしょうか。

○金田委員

判定の方法に関しては、これまで十分には審議していないと思うので、具体的にどのようなところまで考えなくてはいけないと思うのですが、例えば日本語教育能力に関して、検定試験が長年実施されていますが、検定試験に関してこの委員会でどう捉えていくのか。あの試験自体が、昨年度の報告を踏まえ、中身を変えようと考えられているのかというようなことについて、

私たち委員も情報として十分には持っていないのではないのでしょうか。審議会の報告に基づき、日本語教育能力に関する試験を実施しているのは、この試験だけですね。今後の展望も含めて、是非ヒアリング等で具体的に情報を得られるのかどうか、お伺いしたかったのです。

○増田日本語教育専門職

事務局としましては、御提案を頂ければ、そのように努めたいと思っております。

○金田委員

是非そのようにしていただけると良いと思います。今、教育実習についても視野に入っていますが、果たして筆記試験と教育実習だけで十分なのかということも考えていく必要があると思います。先ほどからの話題にもありましたが、学習の方法も変わっているように、能力を判定する方法も多様化していると思いますので、実現可能性はもちろん考慮するとしても、今までの方法にとらわれずに、新しいことも考えてはどうかと思いました。

○石井主査

ありがとうございます。それでは、御提案については採用の方向でよろしいでしょうか。他に、よろしいでしょうか。特になければ、時間となりましたので、本日の日本語教育小委員会は閉会とさせていただきます。最後に、事務局の方から何か御連絡等あれば、お願いいたします。

○高橋国語課長

国語課長の高橋でございます。小委員会の今期第1回の開催に当たり一言御挨拶申し上げたいと思います。委員の皆様におかれましては、日頃より文化庁の日本語教育施策への御理解と御協力を賜りまして、心より御礼申し上げます。また、本日の小委員会におきましては、貴重な御意見をいただきましたこと、誠にありがとうございました。

今期、委員として新たに東松委員、根岸委員、浜田委員、南田委員、毛受委員をお迎えいたしまして、前期から引き続き日本語教育の資格の在り方について御審議をいただきますとともに、二つ目の検討課題として、日本語教育の標準と日本語能力の判定基準について御審議をいただくこととしております。

今期、審議テーマは二つございますが、二つとも、政府の外国人材受入れ・共生のための総合的対応策に、日本語教育の充実という観点から取組が求められているものでございます。我が国に在留する外国人との共生社会の実現という観点から、その環境整備として日本語教育の重要性が、教育施策以外の政策領域から強く関心が持たれているところでございまして、正に国策として日本語教育を一層推進していくというステージに、今、入っていると思っております。そういう観点から、これら二つの検討課題は、社会的にも注目を浴びるテーマだと認識しておりますので、今期も充実した審議となりますよう、よろしくお願い申し上げます。

最近の状況について少し御紹介申し上げますと、国会では超党派の日本語教育推進議員連盟が議員立法で日本語教育を推進していくための法律の案を検討されていると聞いております。

政府、立法府ともに、日本語教育を進めていくという機運が高まっているという状況にございます。文化庁としても精一杯、施策・政策の大いなる展開に努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

委員の皆様方には今期もまた審議スケジュール等、御負担をお掛けすることになってしまいます存じますが、どうか忌憚のない御意見を頂きまして、今期の審議を実り多きものとなりますように、お力添えのほどよろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。

○津田日本語教育専門官

次回の日本語教育小委員会は、6月24日月曜の10時から開催を予定しております。委員の皆様におかれましては、御出席くださいますようお願いいたします。

○石井主査

これで第93回の日本語教育小委員会を閉会といたします。ありがとうございました。